

花コンサート運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 次の目的を達成するために開催する「花コンサート」の企画調整及び運営を行うため、花コンサート運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- (1) 区民共通の財産である公共施設を、音楽を通してより身近に感じてもらうこと。
- (2) 音楽を気軽に楽しめる機会を設けることにより、区民がゆとりとやすらぎを享受し、高津区に暮らす喜びを持ってもらうこと。
- (3) 音楽のまちを推進することにより、区民同士の出会いと交流を促進し、地域文化の向上・活性化に寄与すること。

(運営委員会の役割)

第2条 運営委員会は、高津区役所地域振興課と協働で花コンサートの企画調整及び運営を行う。

(運営委員会の組織)

第3条 運営委員会は、運営に積極的に携わる市民で構成する。

(運営委員会の役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 委員長は、運営委員会を代表して会務を掌理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を

代行する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、原則として1年とし、3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の招集)

第6条 運営委員会は委員長が招集し、会議の座長は委員長があたる。

(部会等)

第7条 運営委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

(事務局)

第8条 運営委員会に事務局を置き、高津区役所まちづくり推進部地域振興課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、運営委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成16年11月30日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。